

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【届出者の氏名又は名称】	Gerbera holdings株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	03-6711-9200
【事務連絡者氏名】	代表取締役 水谷 光太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	Gerbera holdings株式会社 (東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Gerbera holdings株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メタルアートをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月15日付で提出いたしました公開買付届出書(同年6月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)及び公開買付届出書の添付書類である2026年5月15日付公開買付開始公告(2026年6月10日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑み、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長すること、並びに、対象者が2026年6月26日付で事業年度第95期(自 2025年4月1日至 2026年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、公開買付者が、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

買付け等の期間

9 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年 5 月15日(金曜日)から2026年 6 月25日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金7,600円
買付予定数の下限(注 1)	867,000(株)(所有割合(注 2) : 30.29%)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が2026年 5 月14日付で公表した「Gerbera holdings株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年 5 月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年 5 月15日(金曜日)から2026年 7 月13日(月曜日)まで(42営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金7,600円
買付予定数の下限(注 1)	867,000(株)(所有割合(注 2) : 30.29%)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が2026年 5 月14日付で公表した「Gerbera holdings株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年 5 月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

< 後略 >

4 【買付け等の目的】

(1) 【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、2026年5月14日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年5月15日から本公開買付けを開始することを決定しました。

< 中略 >

・本公開買付け(2026年5月15日～6月25日(予定))

公開買付者は対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、2026年5月14日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年5月15日から本公開買付けを開始することを決定しました。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長すること、並びに、対象者が2026年6月26日付で事業年度第95期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格(下記にて定義いたします。以下同じです。)は、対象者の価値を十分に反映しているものであり、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はいたしません。

< 中略 >

・本公開買付け(2026年5月15日～7月13日(予定))

公開買付者は対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

< 後略 >

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年7月上旬頃を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年8月下旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 中略 >

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年8月下旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年7月下旬頃を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年9月中旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 中略 >

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月中旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年 5 月15日(金曜日)から2026年 6 月25日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年 5 月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年 5 月15日(金曜日)から2026年 7 月13日(月曜日)まで(42営業日)
公告日	2026年 5 月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

9 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社りそな銀行 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA貸付 借入期間：7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン貸付 借入期間：1年(期限一括弁済) 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 5,802,000 (2) タームローンB 13,538,000 (3)ブリッジローン 160,000
計(b)				19,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社りそな銀行から、19,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月14日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社りそな銀行 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA貸付 借入期間：7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン貸付 借入期間：1年(期限一括弁済) 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 5,802,000 (2) タームローンB 13,538,000 (3)ブリッジローン 160,000
計(b)				19,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社りそな銀行から、19,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年6月25日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

11 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年7月2日(木曜日)

(訂正後)

2026年7月21日(火曜日)

第 5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度	第93期(自	2023年4月1日	至	2024年3月31日)	2024年6月25日	近畿財務局長に提出
事業年度	第94期(自	2024年4月1日	至	2025年3月31日)	2025年6月25日	近畿財務局長に提出

(訂正後)

事業年度	第93期(自	2023年4月1日	至	2024年3月31日)	2024年6月25日	近畿財務局長に提出
事業年度	第94期(自	2024年4月1日	至	2025年3月31日)	2025年6月25日	近畿財務局長に提出
事業年度	第95期(自	2025年4月1日	至	2026年3月31日)	2026年6月26日	近畿財務局長に提出予定

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2026年6月25日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月15日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者が公開買付期間の延長を行ったことに伴い、公開買付者が株式会社りそな銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。